

平成29年第1回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成29年4月19日（水）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 平成29年4月19日（水曜日） 午前10時47分～午前11時47分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

## 出席委員（7人）

委員長	佐藤清吉	副委員長	佐藤文子
委員	石塚 柏	委員	小山緑郎
委員	大野忠夫	委員	児玉裕一
委員	千葉 健		

---

## 欠席委員（0人）

---

## 説明のため出席した者

総務部長：今野功成	総務課長：福原勝人
次長兼財政課長：舩谷祐幸	税務課長：今野清一
税務課参事：三浦真人	税務課参事：今田浩貴
総合防災課長：竹村由喜美	

---

神岡支所長：伊藤禎祐	西仙北支所長：佐々木繁隆
中仙支所長：佐藤吉一	協和支所長：加藤博勝
南外支所長：佐藤正悦	仙北支所長：大河洋子
太田支所長：煤賀義博	

---

## 議会事務局職員出席者

事務局参事 堀江孝明

---

## 審議案件

- 第 1 報告第 2 号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
  - 第 2 報告第 3 号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 第 3 報告第 5 号 専決処分報告について（平成 2 8 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号））
-

午前10時47分

○委員長（佐藤清吉） 会議に先立ちまして、平成29年度の定期人事異動で職員の異動がありましたので、当局から出席職員の紹介をお願いいたします。

はじめに総務部関連の出席職員の紹介をお願いします。

（今野総務部長から順次紹介する）

○委員長（佐藤清吉） 次に、市民部の出席職員の紹介をお願いします。

（佐川市民部長から順次紹介する）

○委員長（佐藤清吉） ありがとうございます。

それでは審査に入りますが、審査担当課以外の職員はご退席をお願いいたします。

（審査に関係の無い職員は退席）

---

○委員長（佐藤清吉）

それでは、早速でございますが、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、お手元に配付の審査日程表のとおり、審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

○委員長（佐藤清吉） 審査に入る前に当局からあいさつをいただきます。今野総務部長、お願いいたします。

○総務部長（今野功成） 委員会審査をお願いいたします前に、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しまして、格別のご指導ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。今年度もどうかよろしくをお願いいたします。

さて、今次臨時会の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、3月31日付けで専決処分させていただきました条例2件及び平成28年度一般会計補正予算1件の計3件の専決処分報告であります。内容につきましては、この後、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） はい、ありがとうございました。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は簡潔にお願いいたします。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

○委員長（佐藤清吉） はじめに、報告第2号「専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○税務課長（今野清一） おはようございます。この4月に人事異動によりまして、税務課長を拝命いたしました今野と申します。何分若輩者でございます、どうかご指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。資料No.1、議案書1ページを、ご覧願います。報告第2号、大仙市税条例の一部を改正する条例の「専決処分報告書について」で、ございます。

次に2ページを、ご覧願います。専決第12号、「専決処分書」で、ございます。

次に3ページから12ページを、ご覧願います。大仙市条例第15号、「大仙市税条例の一部を改正する条例」を、平成29年3月31日に公布しております。

このことにつきましては、「地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律」が平成29年3月31日に公布され、一部を除き、翌4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。いずれの改正も「平成29年度税制改正大綱」に基づくものでございます。

改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文については、割愛させていただき、主な改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に、市民税についてであります。上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得の申告におきまして、地方税法に基づき、申告書に記載された事項などを勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確に規定するものであります。このほか、肉用牛の売却による事業所得にかかる課税の特例につきまして、適用期限を3年延長し、平成33年度までとするほか、所要の条文整理をするものでございます。

次に、固定資産税についてであります。これまで、一律に定めておりました、児童福祉法の規定により認可を受けた者が直接、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産につきまして、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる通称わがまち特例制度を導入したうえで、法律の基準を参酌いたしまして、固定資産の課税標準を2分の1に軽減するものであります。また、新たに創設された2項につきましては、一項目は、平成29年度から平成30年度において、政府の補助を受けて、整備した事業所内保育事業に供する、家屋及び償却資産につきまして、固定資産税の課税標準額を5年間、2分の1に軽減するものであります。2項目は、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が市町村の認定を受けて、都市部における良好な生活環境の形成を目的に設置、管理する市民緑地の用に供する土地につきまして、固定資産税の課税標準額を3年間、3分の2に軽減するものであります。次に、現在新築住宅において行っております認定長期優良住宅の固定資産税の軽減制度におきまして、平成29年度から平成30年度までの間に耐震改修によって、同優良住宅に該当することとなった住宅の翌年度の固定資産税を3分の1に減額することが加えられたことに伴い、手続規定を整備するものであります。このほか、所要の条文整備を行うものであります。

次に、軽自動車税についてであります。現在行っております軽自動車税のグリーン化特例については、一定の環境性能を有する軽自動車の税率を概ね25%、50%、75%、軽減する特例措置が、平成29年3月31日で期限切れを迎えることから、一部内容を見直した上で、平成31年3月31日まで2年間延長するものであります。また、軽減対象者の軽自動車税について、偽りその他不正行為の手段により国土交通省大臣の認定を受けたことが原因で不足額が生じたときは、当該認定等の申請者等に対して、不足に係る軽自動車の所有者とみなして、本条例の規定を適用する等の措置を講ずるほか、所要の条文整理を行うものであります。

施行期日につきましては、所要の経過措置を設けた上で、一部を除き、平成29年4月1日から施行するものであります。

以上ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 2、3 教えて頂きたいと思います。まず市民税に関して、ですけれども、固定資産税について、わがまち特例というふうなことで、民設民営で作った保育所の固定資産税というふうなものを半分にするというふうなことで、良いことだと思いますけれども、いずれ現在、大仙市では民設民営でやっている保育所というふうなのは、どれくらいあるのかということ、そして、設置している固定資産税、公設民営がほとんどの保育所なわけですので、こうした場合の固定資産税というふうなものが、取っている施設があるのかどうか、ちょっとその点を教えていただきたいと思います。次に、固定資産税③の都市緑地法に基づく課税標準を3分の2にするというふうなことで、これも良いことだと思いますけれども、よくある大仙市の場合、雪捨て場として緑地に、市民所有の緑地というか、土地に雪を捨てる場合に、その協力をしていただく、その代わりとして固定資産税等、軽減する方法はないものかというような話も過去にあったわけですが、そういった場合にこの法律というか、この制度で、それが適用にならないのかどうかという点が一つ、それから、軽自動車税についてですけれども、①の一部内容を見直したうえでというその中身が、ちょっと具体的に、どんな見直しがあったものなのか、ちょっと教えていただければというふうに、3点教えてください。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） ①の保育事業の関係なんですけども、それについては、事業所内保育ということで、四ツ屋の方の農協の方にあります。それについては、非課税となっております。で、ただ今、説明した条例について、該当なところは、市内では現在ありません。②の除雪関係の減免ということについてはなんですけども、今2項目めに説明した都市における良好な生活環境の形成を目的に設置することについては、市の方で無償借り受けした土地について、その所有者に対して該当する条項ということで、設定する予定です。3番目の軽自動車税の軽減の特例、一部見直しについてですが、現在、2020年燃料基準達成率20%が、50%軽減となっているものが、2020年燃料基準プラス30%達成となります。25%軽減となっているものについては、2020年燃料基準達成であればとなっておりますが、それが、2020年燃費基準プラス10%達成が、25%軽減となります。軽の場合においてですが、2020年適用となっている車については、ワゴンRでございます。現在は50%軽減なる車については、ちょっと調べましたが、ございませんでした。75%については、電気自動車で変わりはありません。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。はい、大野委員。

○委員（大野忠夫） 今、佐藤委員の方からも出ましたけれども、この緑地法の関係でありますけれども、これ現在、いろんな箇所があると思いますが、大仙市として、このことによって減税になっている土地、おおまかにで、結構ですけれども、どこの箇所なのかということと、その面積と、それに伴って減税になる部分というのは、なる金額というのは、どの程度なもんだしか。おおまかでいいです。ちょっと教えてねが。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） この条例につきましては、緑地法につきましては、大仙市では該当ありません。はい、都市部におけるということなので、大仙市の方の地域内では、該当なる場所はありませんので、県内にはありません。以上です。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「承認」すべきものと決しました。

○委員長（佐藤清吉） 次に、報告第3号、「専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野税務課長。

○税務課長（今野清一） それでは、ご説明させていただきます。同じく資料No.1 議案書13ページをご覧ください。報告第3号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の「専決処分報告について」で、ございます。

次に14ページを、ご覧ください。専決第13号、「専決処分書」でございます。

次に15ページを、ご覧ください。大仙市条例第16号、「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、平成29年3月31日に公布しております。



このことにつきましては、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がございます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたことから、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容につきまして、ご説明申し上げますが、改正条文については割愛させていただき、改正要旨について、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

改正内容は、「軽減判定所得の見直し」を行うもので、「5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額」につきましては、被保険者数に乗すべき金額「26万5千円」を5千円引き上げ「27万円」に、「2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額」につきましては、被保険者数に乗すべき金額「48万円」を1万円引き上げ「49万円」に、それぞれ改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の国民健康保険税から適用するものであります。

以上ご説明しましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 参考までに教えて頂きたいんですけども、まず5割軽減も2割軽減も5千円とか、1万円とかというふうな程度のまずこう引き上げが行われた程度では、このほとんど軽減の実感が無いのではないかというふうにも思うわけですけども、実際問題この、それぞれの軽減世帯というなのが、何世帯ほどあるのかということと、それから今回の改正によって、軽減世帯間の移動というふうなものがあるのかどうか、教えていただければ、ありがたいと思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 28年度当初課税を基に計算して、お答えしたいと思います。

5割軽減については、29世帯、被保険者数で68、2割軽減については、43世帯、被保険者数で81名の方が軽減の変更になる予定です。税額については、約220万円ほどの減額になる予定です。以上。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いわゆる、2割から5割に軽減になるとか、そういう世帯間の移動があるのかどうかについては、考えられないと感じただけけれど。

○委員長（佐藤清吉） はい、今野税務課長。

○税務課長（今野清一） 2割軽減の方が5割軽減になる方おりますけども、それについて、今軽減の内容でいきますと、29世帯ということが増えるということ。2割軽減世帯が5割軽減世帯になった人が29世帯。

○委員（佐藤文子） それだけ移動するということ。

○税務課長（今野清一） はい、そうです。で、2割軽減なる方が43世帯増えると、そういうことです。

○委員（佐藤文子） はい、そうですか。じゃ、これは。はい。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） じゃ、先ほどのこの数字は、あくまでも、全体の軽減世帯というふうなことではなくて、移動する世帯というふうに捉えていいんですね。

○税務課長（今野清一） はい、その通りでございます。

○委員長（佐藤清吉） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「承認」すべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 次に、報告第5号、「専決処分報告について（平成28年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、舩谷次長兼財政課長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） 財政課舩谷です。今年度も委員の皆様には、予算関係のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方からは、報告第5号、平成28年度大仙市一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告の財政課関連予算につきまして、ご説明申し上げます。

始めに歳入関係につきましてご説明を致します。お手元の資料No.2、補正予算書の9ページから12ページと、それから、別添資料と3月補正予算の歳入予算の概要となっておりますけれども、そちらの方、併せてどうかご覧を願います。

歳入につきましては、各譲与税、交付金等の一般財源につきまして、3月中旬から末にかけて、それぞれ交付決定があったことから、これに併せまして補正を行ったものがあります。2款「地方譲与税」こちらの方、国税になりますけれども、これから9款の「地方特例交付金」及び11款の「交通安全対策特別交付金」につきましては、国の地方財政計画の伸び率等に基づきまして、予算の方を計上しておりましたが、今般、28年度の国税及び県税の実績等に基づきまして最終的な交付決定があったことから、予算書記載の通り、過不足額をそれぞれ補正したものであります。なかでも、4款の「配当割交付金」ですとか、5款の「株式等譲渡所得割交付金」及び6款の「地方消費税交付金」につきましては、ここ数年、まず、顕著な伸びを示しておりましたが、今年度は年度前半におきます株価や県内消費の低迷などが要因となっておりまして、大幅な減額となっております。また、10款の「地方交付税」の特別交付税であります。今年度は熊本地震を始めとしました、この全国的に大きな災害があったことから、事前に総務省の方からも全国的に交付税が減額する旨の連絡を受けておりました。こうしたなか、国におきましては、大仙市の行っておりますこの様々な施策に対する財政需要を特別交付税の算定に勘案してもらったことなどから、昨年10月に行った国への要望額、こちらの方は17億5,000万円となっておりますけれども、これに対しまして最終的な交付決定額は、17億3,034万5千円と、ほぼ要望額通りの交付を受けることが出来ております。お手元の資料の2ページの方になりますけれども「特別交付税交付状況・県内13市」と書かれた資料がありますので、そちらをご覧頂きたいと思っております。ここには、県内13市の交付状況を記載しておりますが、網掛けしている部分が、大仙市の数値であります。県内では横手市、秋田市に次ぎまして3番目の交付額となっておりまして、前年度との比較では、2,029万9千円、率にしまして1.2%の減となっております。また、併せて合併後の特別交付税の推移を載せておりますが、豪雪となった22年度から交付額が増加しており、23年度には20億円を超える交付額となっておりました。なお、28年度の特別交付税の予算計上累計額は、今回の補正額1億6,833万5千円を加えて、13億5,669万5千円となりますが、

未計上分の3億7千万ほどにつきましては、29年度への繰越金となりまして、今後の補正財源となるものであります。つづきまして、資料の1ページに戻っていただきまして、19款の「繰越金」であります。補正額は2億2,181万4千円で、これによりまして27年度からの繰越金となる実質収支額16億2,891万円、全額を予算計上することになっております。

次に歳出につきましてご説明致します。主な事業の説明書の方の1ページから3ページ、それから予算書の方の13ページの方をどうかご覧願います。内容につきましては、各基金の積立金の補正になります。始めに、2款1項41目90事業の「財政調整基金積立金」につきましては、先の歳入補正予算でも説明しましたとおり、28年度の特別交付税の確定などを踏まえまして、今後の事業財源等として1億円を基金に積立したものであります。これによりまして、28年度末の残高は、約34億5,700万円となりますが、29年度当初予算におきまして、同じく1億円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約33億5,700万円となっております。

つづきまして、同じく43目90事業の「地域雇用基金積立金」は、市の施策として実施しております、学校生活支援員の雇用などに係る財源として備えるため、同じく5千万円を基金に積立したものであります。これによりまして、28年度末の残高は、約1億5,400万円となりますが、29年度当初予算において同じく5,000万円の取り崩しを計上していることから、現時点での残高見込みは約1億400万円となっております。

つづきまして、51目90事業の「公共施設修繕引当基金積立金」は、今後も増加が見込まれます公共施設の修繕等に備えるため、同じく2億円を基金に積立したものであります。これによりまして、28年度末の基金残高は約6億700万円となりますが、同様に、29年度当初予算において2億800万円の取り崩しを行っておることから、現時点での残高見込みは約3億9,800万円となっております。

以上、財政課所管の補正予算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、次に、竹村総合防災課長。

○総合防災課長（竹村由喜美） 総合防災課、竹村です。今年度もよろしくお願いいたします。引き続きまして、総合防災課所管分についてご説明いたします。

資料No.2の補正予算書14ページをお願いいたします。一番下の行でございます。

3款5項1目20事業「復興支援事業費」であります。ゆきんこカード復興組合から復興支援のための寄付金がありましたので、1万3千円を一般財源から特定財源へ財源振替するものであります。

次に15ページをお願いします。9款1項1目51事業「大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金」につきましては、補正前の額14億873万4千円を2,571万7千円減額し、補正後の額を13億8,301万7千円とするものであります。減額の内容としましては、平成28年度に導入した高規格救急車と水槽付き消防ポンプ車両の請負差額及び広域消防職員の人件費でございます。なお、救急消防車両につきましては、過疎債を充当しておりますので、実績に基づき、市債100万円が減額となります。

次に、52事業「広域消防本部改築事業負担金」についてであります。補正前の額1億6,715万円を9,066万4千円減額し、補正後の額を7,648万6千円とするものであります。広域消防本部並びに大曲消防署改築事業につきましては、28年度から31年度までの事業として、広域市町村圏組合が継続費を設定し、本年1月16日に本体工事を含む一括工事契約を締結し、事業を実施しております。平成28年度当初予算において、負担金1億6,715万円を予算措置しておりますが、各種工事等の請負差額が生じた他、構成市町各年度の負担率を変更したことに伴い、減額補正となったものでございます。なお、消防庁舎改築事業につきましては、合併特例債を充当しており、実績に基づき、市債8,700万円が減額となります。工事の進捗につきましては、現在実施中の旧大曲保健センター解体工事が4月下旬に完工となり、5月から新庁舎本体の杭工事を、8月下旬には鉄骨鉄筋工を実施する計画となっており、計画通り進捗していると伺っております。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（佐藤清吉） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 財政課にお尋ねしたいと思います。ずっと財政のことを質問、集中しておりまして、不思議がる人もいらしたり、同僚議員でもいろいろ、なんかこっちがビックリするようなことおっしゃる方が出てきたりしておりますけれども、なぜ財政課の方に質問をしているのかということですね、繰り上げ償還だとか借金を減らして行きましようだとか、借金を減らしましようだとか、そういうふうにして財政の健全化を図り

ましよう、それを目的にして、何時の時点で、何を判断にして、基金をこれだけ積みましよう、あるいは借金を繰り上げ償還しましよう、という判断をされてますかということ、12月の定例議会で質問したことあったんですが、答弁がほとんどかみ合っていない、だから間違いなくやってるんだから信頼してくださいと、この辺りが本音なのかと思って、再質問もなにもしなかったんですけども、実際は財政健全化しましようってやっても、また申し訳ないですけど、借金増えますよというような話も出てきたり、なかなか自分で感じている疑問な点にですね、パシッとしたものが無いもんですから、財政課さんの方に、いろいろ委員会、定例議会あるいはこの間あったように課長さん、参事さん含めて、質疑をしてるということでございます。あの動機は、市長、副市長さんの何時、どういう事を判断にして、判断材料にして繰り上げ償還やったり、基金積み上げてみたり、今回も出てる、市債を補正で減額してみたり、ということをお尋ねしたい、おそらくなかなか分からなくてですね、理解ができなくて、委員会の出席の皆さんにもご迷惑をおかけするかもしれませんが、複式でやってますと貸借対照表で全部、その時点で分かるもんですから、なんとなくいつも、もやもやしているんですね、単式でずっと一本でやっちゃうもんだから、分からないでいるとこういうことでございます。ちょっと前おき長くなって申し訳ないんですけども、12ページ、13ページ補正予算の説明資料、ちょっと説明資料見ていただきたいと思います。この中の繰越金、19、これ個別の質疑でもお話ししたことなんですが、27年度からの繰越金が最終的に16億2千万なりますよと、補正前は14億でしたと、決算書見ますと形式収支だということだそうですけども、14億の繰越金ありますよと、これが2億2千万増えまして、16億なると、この2億2千万の増える根拠といいますか、何故増えるのか、改めて、同じ事の説明なるかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。まず1点。

○委員長（佐藤清吉） はい、舩谷次長、財政課長。

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） 石塚議員のご質問にお答え申し上げます。議員とは、この前もお話させていただきましたけども、まず我々は、各年度におきまして、当初予算を組みまして、その後、補正予算というのを何回か組んでます。予算の方、編成してます。その際には、やっぱり必ず財源というものが必要になってまいります。その財源もまず国の政策によりまして、国庫補助付く場合もありますけども、そういう場合でも、必ず一般財源というものが必要になってまいります。まず毎年20億円前後の一般財源が、必要になってまいります。大体補正額にしますと年間、一般会計ベースで約30億円く

らの補正をするということで、その中には一般財源というものは必ず必要になってまいります。その一般財源の一番大きなものが、繰越金という格好になります。昔は、除雪経費を9月補正予算に組んでだときは、当初予算において、同じ一般財源であります普通交付税等留保して、それを使っていた経緯がありますけども、今、当初予算の方にまず全部、除雪経費載せてますので、補正財源の主な一般財源となりますと、やっぱり繰越金というような格好になります。議員ご指摘のとおり27年度から28年度への実質収支、繰越財源を除く形式収支から繰越財源を除く実質収支は、この補正予算書の計欄にあります16億2,891万円というような格好になります。まず当初予算の方では繰越金、毎年今この、ここ数年は3億円を計上してございますけども、通常まず大仙市の予算規模でありますと、大体10億から12・3億程度の繰越金は出ると予想されます。国の方の指針の方でありますけども、大仙市の標準財政規模大体、今300億円程度でございますけども、それが3%から5%の範囲内で実質収支が出るのが望ましいというような指針があります。大仙市でいきますと約9億円から15億円の範囲で繰越金が出るのが望ましいと、それ以下でも、それ以上でもダメ、ダメというか、望ましくないということでもありますけども、そういうことから決算上では、16億2,891万円と決算が、まず皆様方から11月の決算特別委員会の方で、審議いただいて、12月にご承認いただいておりますけども、その時点で決算額は確定しております。ただし、繰越金というのはまず、大仙市の場合は合併後、全額を予算計上しておりますけども、一般会計の場合、ただ特別会計等におきましては、全額計上しないで、そのまま繰越を、そのまま次の年に繰越というような場合もございます。例えば、財産区会計ですとかは、繰越金は、そのまま何年間も繰り越して、繰り越してという格好になっております。ですので、議員がおっしゃられるのは、多分決算額が確定しているのに何故、補正予算額が出てくるという、そういうことだと思いますけども、決算と予算というのは、まったく別物ですので、あくまでも予算計上上の繰越金は、今、補正前まで約14億円あって、残りが、未計上分が今回2億2千万あったというふうに捉えていただければ良いと思います。決算と予算、まるっきり別物ですので、どうかそこいら辺をご理解いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 良く分かりました。複式では、絶対ありえないことをやっているものだから、理解できなかったということですね。だから、確定したものは16億2千万

だと、あとぼいで出てくるもんだから、なんなのよと、こんなことあり得ない話じゃないかということでもあります。まずわかりました。それから、引き続きよろしいでしょうか。市債の8,800万の減額だわけでありましてけれども、これ借金を減額するというものは、普通はまず約款で3億7,680万、金額が確定して8,800万減額することだとすると、相当またいろんな意味で事務的なことも大変だし、印紙があるとかどうか、その辺までは分かりませんが、相当な負担はあると思いますけど、これも前と似たようなもので、一応予算として3億7,600万云々、置いといて、実は精査していったらば、8,800万くらい減らしてもいいのよと、確定した市債としては、2億8,800万なつてきますよと、こういう流れなんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷次長

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） 委員おっしゃるとおり、まず消防費の市債につきましては、主なものが広域消防本部の改築事業の負担金に係る市債になりますけれども、議員おっしゃるとおり当初では、3億7,680万円を借りましょうというような計画、これに基づきまして我々の方は、県の方にまず市債の申請をしております。ただ今回、先ほどの説明でもございましたとおり、工事費が確定したこと、それから各構成市町の負担率に変更になったことに伴いまして、大仙市の負担分が今回大きく28年度減っております。そういうことで今回8,800万円の減額をしておりますけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、当初では、これぐらい置いてて、実績ではこのぐらいなつたということで、その差額を変更していたというような、そういう格好になりますので、特段、事務手続き上は、そんなに難しいことはございません。いずれ実績に基づきまして、これからこれ合併特例債ですので、民間資金、銀行からの借り入れでありますけれども、そちらの方で借入する格好になりますので、実績等書類は付きますけれども、そんなに難しいような手続きはございませんので、以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） そうしますと、市債などは、対外的に正式な約款を取り交わすのは、その年度のほぼ末に集中して行くと、こういうやり方ですね。はい、わかりました。

最後にもう一つですが、繰り上げ償還だとか、ここに歳出のところに公共施設修繕引当金云々の2億だとか、こういったものが出てくるわけですがけれども、冒頭私、なんでしつこく聞いているのかという、いつ財政健全化のために市長、副市長が意志決定の判



断をする、たとえばこの2億なりの意志決定をする時の判断資料というんでしょうかね、これはどういうものを、いつ財政課のとのやりとりで決められているんですか。

○委員長（佐藤清吉） はい、舛谷財政課長

○次長兼財政課長（舛谷祐幸） さまざまな時点があると思います。たとえば決算が確定した時点、それとか補正予算を組んだ時点とか、さまざまありますけども、今回、公共施設修繕引当基金につきましては、現在実は固定資産台帳というものを整備しております。それによりまして、今までよりは、かなり詳しく公共施設の状態がわかるようになっております。もう少し経ちますと、その固定資産台帳をもとに、公共施設のマネジメント、今後どれくらいの維持管理経費がかかるのか、どれくらいの修繕経費がかかるのか、そういう部分も出てきます。そういうことを踏まえまして、今般、当初予算におきまして、かなりの公共施設の修繕経費というのが、当初予算の方で計上されております。残念ながら財源が非常に少ないので、数年前からこの基金には積み立てておりますけれども、先ほども説明しましたとおり当初予算におきまして、29年度当初予算におきまして、この公共施設修繕引当基金の方には、約2億円のやっぱり取り崩しを行わざるを得なかったというような格好になっております。ただ公共施設の修繕につきましては、今後もこれ減るということはないと思われまして。いろいろ市民の皆さまからの要望とか、そういうようなやっぱり答えていくためには、やっぱりそういう基金を準備しまして、できるかぎりその施設の修繕、そういうものをやっていきたいなと考えておりますので、今回のこの2億円の積立につきましては、当初予算の議決後に決定したと思っていただいてもよろしいかと思えます。以上です。

○委員長（佐藤清吉） はい、石塚委員。

○委員（石塚 柏） 時間を取りましてすみませんでした。段々理解、勉強できますのでよろしく願います。ありがとうございました。

○委員長（佐藤清吉） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 消防本部改築事業の補正が6割ほどの、当初より6割ほどの減額補正が行われてましたけれども、28年度は旧保健センターの取り壊しだとか、いろいろそういった事業だったと思いますが、説明では、請負差額が出たというふうなことなどもあったようですけれども、当初予算よりも6割も減額補正を行うというふうなことになりますと、一体工事が、一体で行っている工事ですので、29年度は15億ほどの工事費を本体工事があるわけですが、この28年度の補正を見る限り、本体工事での差額

というふうなことも相当出てくるのではというふうなことで、ちょっと心配するわけですが、全体の改築事業にあたって、そういう取り壊し工事、あるいは本体工事での、この当初の見積もりというか、財政計画というか、この点で、あまりにも大きな減額補正ですので、今後の事業で、また大きな補正が出てくるというふうなことも心配されますので、この工事費というふうなものを改めて少し議会に、なんかお示しだけできないものかなと、なんでこんな差額が出てしまうような工事を最初から見積もってしまったのかというあたりが疑問になりますので、ちょっと、その辺いかなものなのか、教えていただければというふうに思います。

○委員長（佐藤清吉） はい、財政課長

○次長兼財政課長（舩谷祐幸） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。先ほど請負差額、それから各構成市町の負担率の変更という説明をいたしましたけども、請負差額の方は、ほとんど出ておりません。それで一番大きなのが、やっぱり構成市町、大仙市、仙北市、美郷町なりますけども、その構成市町の負担率、負担率といっても各年度の負担率の変更によるのが、一番大きいです。前にも議員の皆さまには何回か議員説明会を開かせていただきまして、消防本部の改築につきまして、財源を含めましてご説明申し上げますけれども、今回、消防本部の他に、もう一つ広域、旧広域管理でありますけども、角間川の川船の里、こちらの方の大きな事業が2つあったということで、今回まず角間川にしても消防本部にしましても、大仙市に造られるということで、それで、この協議を進めていく段階で仙北、美郷町から各年度の負担額をある程度平準化してくれないかというような、そういう要望がありまして、それで先般、28年12月なりますけども、12月に構成市町の負担に関する協定というのを結びまして、たぶんこれも前に議会の皆さまに財源の内訳をお示ししたと思いますけども、仙北市と美郷町につきましては、この消防本部と川船の里、合わせまして、仙北市が3億2千万円、美郷町が2億2千万円未満にするというような、そういう協定になっております。全体のこれ平成28から31までの4年間で行われる事業ですけども、全体の最終的な負担額というのは、変わりません。ただ、各年度の負担率、率といいたいまいしょうか、負担額が変わってきたということで、今回美郷町と仙北市の負担額の平準化を図るということで、結果的に大仙市の負担額、これ28年度の負担額が、平準化を図ったことによって、逆に減ってしまったと、そういう格好になっております。後ほど現在のこの負担のですね、経緯がございますので、後ほど整理しまして、議員の皆さまにもお示ししたいと思っております。

で、全体の負担額は変わりませんが、各年度の負担額が平準化図ったということで、ちょっとその影響が大仙市の方に来ているということでご理解願えればいいかと思  
います。あの請負差額の方は、やっぱりぎりぎりの設計をしておりますので、そんなに  
出なかったということですので、よろしく願いいたします。

○委員（佐藤文子） そうすれば、今回のような大幅な減額補正とか、増額補正とかとい  
うのは、29年度のこの事業に係わる予算の補正というふうなものは、まず出ないだ  
ろうというふうなことで、捉えてよろしいんですか。はい、わかりました。

○委員長（佐藤清吉） はい、他に質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
本件は「承認」することに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、本件は、「承認」すべきものと決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） 以上で、付託された事件の審査は全て終了いたしました。  
なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長  
にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐藤清吉） ご異議なしと認め、そのように決しました。

---

○委員長（佐藤清吉） これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変  
ご苦勞様でした。

午前 11 時 47 分 閉会

---

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務民生常任委員会委員長